

文京区立図書館 視聴覚資料除籍基準

文京区立図書館
平成 11 年 4 月 1 日
平成 19 年 1 月 15 日改定

1 基本理念

視聴覚資料については、従来、図書館資料に比べ歴史も浅いことから、量的な充実に重点が置かれてきた。

今般、資料数の増加を図るとともに、さらなる資料構成の充実を目指すためには、適宜除籍を行い、新陳代謝を図っていく必要がある。

ただし、視聴覚資料の場合は図書と異なり、区外との相互貸借ネットワークは現在のところ確立されていない。どのように区内の所蔵資料で、利用者の多様なニーズに応じていけるかが問われている。従って、除籍に際しては、区内における所蔵状況を常に念頭に置き、適切な基準に基づいて行う必要がある。

本基準は、文京区立図書館図書資料取扱規程第四条（図書館資料の除籍）に基づき、視聴覚資料の除籍について定めるものとする。

2 汚破損による除籍

聴覚資料については、汚破損の様態もメディアごとに多岐にわたる。
除籍の際の参考例は、次に掲げるとおりである。

<レコード>

- ・多数の利用による擦れなどで、正常な再生ができないもの。
- ・熱などで、盤が反ってしまい、正常な再生ができないもの。
- ・盤面に傷があるため、針飛びし、正常な再生ができないもの。
- ・その他、盤が割れるほど破損して、修復不可能なもの。

<カセットテープ>

- ・多数の利用による磁気面の擦れなどで、正常な再生ができないもの。
- ・多数の利用や熱などによりテープが伸び、正常な再生ができないもの。
- ・湿気でテープが貼り付き、正常な再生ができないもの。
- ・付着物があり、正常な再生ができないもの。
- ・テープの再生面に傷や折れがあり、正常な再生ができないもの。
- ・他の音の録音や消磁などにより、原音の再生が不可能なもの。
- ・その他、テープが切れる、本体が割れるなど破損し、修復不可能なもの。

【資料集 15】文京区立図書館視聴覚資料除籍基準

<CD>

- ・金属部分の腐食などにより、正常な再生ができないもの。
- ・熱などで、盤が変形してしまい、正常な再生ができないもの。
- ・盤面の再生面にクリーニングしてもとれない付着物があり、正常な再生ができないもの。
- ・盤面に研磨しても修復できない傷があり、正常な再生ができないもの。
- ・読み取り信号に異常が生じて、正常な再生ができないもの。
- ・その他、盤が割れるなど破損し、修復できないもの。

<ビデオテープ>

- ・多数の利用による磁気面の擦れなどで、正常な再生ができないもの。
- ・多数の利用や熱などにより、テープが伸び、正常な再生ができないもの。
- ・湿気でテープが貼り付き、正常な再生ができないもの。
- ・付着物があり、正常な再生ができないもの。
- ・テープの再生面に傷や折れがあり、正常な再生ができないもの。
- ・他の映像の録画や消磁などにより、原面の再生が不可能なもの。
- ・その他、テープが切れる、本体が割れるなど破損し、修復不可能なもの。

<DVD>

- ・前記、「CD」の項に準ずる。

3 汚破損によるもの以外の除籍

汚破損によるもの以外の除籍を行う際には、必ず区内における所蔵状況を確認する。区内に1点しかなく、資料的な価値を考慮して保存が必要な場合、重点収集分野担当館等への保管転換の可能性も検討する。

- ・他館に所蔵があり、受け入れ後、一定期間を経て利用が少ない資料については、除籍できるものとする。
- ・同じ内容だが、違うメディアで出された資料を区内で所蔵している場合、代替が可能な検討し、可能であれば除籍できるものとする。
- ・再発された資料を区内で所蔵している場合、旧盤については、内容等を判断のうえ、除籍できるものとする。
- ・実用資料等、内容が現状にそぐわなくなったものについては、除籍できるものとする。